

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条第4項及び第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づいて、国立大学法人東京学芸大学の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における会計監査及び業務監査を実施しました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監事の監査の方法及びその内容

私ども監事は、兩名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い、役員会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。更に役員等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、当法人の監査室との密接な連携のもとに本部並びに主要な部門において、業務及び財産の状況を調査し、書面・証憑書類の閲覧等によりこれを確かめました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監事の監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び国立大学法人等業務実施コストを適正に示していると認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 当法人の業務は、法令等に従って適正に実施されており、併せて、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (7) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認めます。
- (8) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

平成30年 6月22日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定 殿

監事

菊井 高 昭

監事

吉川

和

